

阪神高速道路営業規則に規定する事務所及び乗継券発券所等【新旧対照表】

新	旧																								
阪神高速道路営業規則に規定する事務所及び乗継発券所等	阪神高速道路営業規則に規定する事務所及び乗継発券所等																								
(適用) 第 1 条 阪神高速道路営業規則（以下「規則」といいます。）第 1 条に定める阪神高速道路を通行し、又は利用する者は、阪神高速道路の通行又は利用にあたり、この定めを承認し、かつ、これに同意したものとします。 (事務所及び乗継券発券所等) 第 2 条 阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が、規則第 3 条の規定に基づき指定する事務所及び時間は、次の表のとおりとします。 <table><tr><th></th><th>事務所</th><th>時間</th></tr><tr><td>(1)</td><td>阪神高速道路株式会社本社</td><td>営業日の 1 0 時から 1 7 時まで</td></tr><tr><td>(2)</td><td>阪神高速道路株式会社大阪管理部</td><td>営業日の 1 0 時から 1 7 時まで</td></tr><tr><td>(3)</td><td>阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部</td><td>営業日の 1 0 時から 1 7 時まで</td></tr></table> ※時間の欄中「営業日」とあるのは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条各項に定める休日及び年末年始（1 月		事務所	時間	(1)	阪神高速道路株式会社本社	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで	(2)	阪神高速道路株式会社大阪管理部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで	(3)	阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで	(適用) 第 1 条 阪神高速道路営業規則（以下「規則」といいます。）第 1 条に定める阪神高速道路を通行し、又は利用する者は、阪神高速道路の通行又は利用にあたり、この定めを承認し、かつ、これに同意したものとします。 (事務所及び乗継券発券所等) 第 2 条 阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が、規則第 3 条及び第 3 8 条第 1 項の規定に基づき指定する事務所及び時間は、次の表のとおりとします。 <table><tr><th></th><th>事務所</th><th>時間</th></tr><tr><td>(1)</td><td>阪神高速道路株式会社本社</td><td>営業日の 1 0 時から 1 7 時まで</td></tr><tr><td>(2)</td><td>阪神高速道路株式会社大阪管理部</td><td>営業日の 1 0 時から 1 7 時まで</td></tr><tr><td>(3)</td><td>阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部</td><td>営業日の 1 0 時から 1 7 時まで</td></tr></table> ※時間の欄中「営業日」とあるのは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条各項に定める休日及び年末年始（1 月		事務所	時間	(1)	阪神高速道路株式会社本社	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで	(2)	阪神高速道路株式会社大阪管理部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで	(3)	阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで
	事務所	時間																							
(1)	阪神高速道路株式会社本社	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで																							
(2)	阪神高速道路株式会社大阪管理部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで																							
(3)	阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで																							
	事務所	時間																							
(1)	阪神高速道路株式会社本社	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで																							
(2)	阪神高速道路株式会社大阪管理部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで																							
(3)	阪神高速道路株式会社神戸管理・保全部	営業日の 1 0 時から 1 7 時まで																							

2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日）以外の日をいいます。

2 当社が、規則第 2 5 条第 1 項及び第 2 8 条の規定に基づき指定する乗継券発券所及び E T C システムを利用した乗継に係る有効時間は、次の表のとおりとします。

	区間	阪神高速道路の出口及び入口		乗継券発券所	E T C システムを利用した乗継に係る有効時間
(1)	大阪府道高速大阪堺線と大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町	堺出口	大浜入口（泉佐野方面への入口に限ります。）	堺出口及び大浜出口（ただし、大浜出口は泉佐野方面からの出口に限ります。）	3 0 分
		大浜出口（泉佐野方面からの出口に限ります。）	堺入口		

2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日）以外の日をいいます。

2 当社が、規則第 2 5 条第 1 項及び第 2 8 条の規定に基づき指定する乗継券発券所及び E T C システムを利用した乗継に係る有効時間は、次の表のとおりとします。

	区間	阪神高速道路の出口及び入口		乗継券発券所	E T C システムを利用した乗継に係る有効時間
(1)	大阪府道高速大阪堺線と大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町	堺出口	大浜入口（泉佐野方面への入口に限ります。）	堺出口及び大浜出口（ただし、大浜出口は泉佐野方面からの出口に限ります。）	3 0 分
		大浜出口（泉佐野方面からの出口に限ります。）	堺入口		

		から泉 大津市 臨海町 一丁目 までの 区間） との間							から泉 大津市 臨海町 一丁目 までの 区間） との間					
	(2)	兵庫県 道高速 神戸西 宮線 （神戸 市須磨 区月見 山町三 丁目か ら同市 灘区岩 屋南町 までの 区間） と兵庫 県道高	住吉浜出口 六甲アイランド北出口	摩耶西行入口又は京橋西行入口	住吉浜出口 魚崎浜入口	90分		(2)	兵庫県 道高速 神戸西 宮線 （神戸 市須磨 区月見 山町三 丁目か ら同市 灘区岩 屋南町 までの 区間） と兵庫 県道高	住吉浜出口 六甲アイランド北出口	摩耶西行入口又は京橋西行入口	住吉浜出口 魚崎浜入口	90分	
			摩耶東行出口 又は京橋東行出口	住吉浜入口	— （月見山入口、若宮入口、湊川東行入口、柳原東行入口、京橋東行入口、生田川入口、第二神明道路・須磨料金所、前開本線料金所、布施畑東入口、しあわせの村入口、藍那入					摩耶東行出口 又は京橋東行出口	住吉浜入口 <u>又は六甲アイランド北入口</u>	— （月見山入口、若宮入口、湊川東行入口、柳原東行入口、京橋東行入口、生田川入口、第二神明道路・須磨料金所、前開本線料金所、布施畑東入口、しあわせの村入口、藍那入		

		速 湾 岸 線 と の 間			口、箕谷入口、か らと西入口、五社 入口、有馬口入 口、西宮山口南西 行入口、西宮山口 東入口、神戸淡路 鳴門自動車道・布 施畑料金所、中国 自動車道・西宮山 口料金所、六甲北 有料道路・柳谷料 金所、白川南入口 又は妙法寺入口 において、交付し ます。)				速 湾 岸 線 と の 間			口、箕谷入口、か らと西入口、五社 入口、有馬口入 口、西宮山口南西 行入口、西宮山口 東入口、神戸淡路 鳴門自動車道・布 施畑料金所、中国 自動車道・西宮山 口料金所、六甲北 有料道路・柳谷料 金所、白川南入口 又は妙法寺入口 において、 <u>領収書 又は利用証明書 と併せて</u> 交付し ます。)		
			摩耶東行出口 又は京橋東行 出口	六甲アイラ ンド北入口	— (ETC 車で無線通 行する場合に限 り乗継制度を適 用します。)			(追加)		(追加)	(追加)			

	(3)	大阪府 道高速 大阪西 宮線又 は大阪 府道高 速湾岸 線と大 阪府道 高速大 阪池田 線（大 阪市北 区堂島 浜から 同区西 天満ま での区 間）と の間	中之島西出口 又は波除出口	堂島入口	中之島西出口及 び波除出口	60分		(3)	大阪府 道高速 大阪西 宮線又 は大阪 府道高 速湾岸 線と大 阪府道 高速大 阪池田 線（大 阪市北 区堂島 浜から 同区西 天満ま での区 間）と の間	中之島西出口 又は波除出口	堂島入口	中之島西出口及 び波除出口	60分
	(4)	兵庫県 道高速	生田川出口	国道2号入 口	— （乗継券を交付	30分		(4)	兵庫県 道高速	生田川出口	国道2号入 口	— （乗継券を交付	30分

	神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線との間	国道2号出口	生田川入口	していません。ETC車で無線通行する場合に限り乗継制度を適用します。)	
		神若出口	生田川入口		
(定めの改正) 第3条 当社は、この定めを改正する場合、改正内容及びその施行の日を当社のホームページに掲示します。 2 前項の規定に基づき、掲示した施行の日以降は、改正後の定めを適用します。 <u>2026年 11月 4日</u> 阪神高速道路株式会社					

	神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線との間	国道2号出口	生田川入口	していません。ETC車で無線通行する場合に限り乗継制度を適用します。)	
		神若出口	生田川入口		
(定めの改正) 第3条 当社は、この定めを改正する場合、改正内容及びその施行の日を当社のホームページ及び前条第1項の事務所に掲示します。 2 前項の規定に基づき、掲示した施行の日以降は、改正後の定めを適用します。 <u>2020年 3月 3日</u> 阪神高速道路株式会社					